

令和元年度 かながわ福祉サービス運営適正化委員会 運営監視事業の概況

○ 運営監視委員会による日常生活自立支援事業の実施主体及び受託社協等への調査・助言等の実施

日常生活自立支援事業の透明性・公正性を担保し、適正な運営を確保するため、実施主体4カ所及び受託社協6カ所の事業実施状況について調査を行い、必要に応じて助言を行った。

本事業は平成11年から開始されているが、市町村ごとに利用状況等に格差もあるため、引き続き、本事業の適正かつ効果的な事業の推進を図ることを目的として実施する。

1 運営監視事業の概要

(1) 日常生活自立支援事業実施主体との懇談会

実施日	内 容
令和元年6月11日	① 平成30年度日常生活自立支援事業の実施状況と課題について ② 令和元年度日常生活自立支援事業の事業展開のポイントについて ③ 質疑・意見交換

(2) 日常生活自立支援事業の実施状況調査

①実施主体

実施日	実施主体	調査者	調査内容・方法等
令和2年2月6日	神奈川県社協 横浜市社協 川崎市社協 相模原市社協	運営監視 委員会委員	① 書類調査 ・昨年度の運営監視委員会提案への対応状況 ・本年度の重点課題や新規事業の取り組み状況 ・受託社協調査結果の課題等 ② ヒアリング調査 ・書類調査に基づく質疑応答

②受託社会福祉協議会

実施日	受託社協	調査者	調査内容・方法等
令和元年9月27日 10月8日 10月21日 10月29日 10月31日 11月1日	川崎市高津区社協 中井町社協 清川村社協 海老名市社協 横浜市西区社協 横浜市都筑区社協	運営監視 委員会委員	① 書類調査 ・事業推進に当たっての組織的な方針や考え方 ・専門員資格取得の状況、今後の資格取得の考え方 ・生活支援員の確保・育成の考え方 ・所内のケース会議の開催や管理職の関与状況 ・契約締結審査会の開催状況 ・関係機関等との連携 ② 現地調査 ・本事業の利用状況 ・本事業に関わる相談援助について ・事業推進に関わる課題、提案 ・支援状況、ケース記録、書類整備、保管金庫・ケース記録の管理等の状況

2 日常生活自立支援事業実施状況調査結果の概要

(1) 実施主体調査結果及び助言の概要

①本事業の実施体制の整備について

全ての実施主体において、本事業の業務に見合った予算および人員の確保が困難な状況が続いていることから、行政所管課に対し財源確保に向けた調整を進めると共に、受託社協の負担軽減に向け、事務の効率化を積極的に進めていることを確認した。

結果として、事務の効率化や利用者増が行政より評価され、次年度補助金の増額を示されたところもある一方で、依然として厳しい状況下に置かれているところがあることを確認した。本事業は、障害特性により支援が頻回になる利用者への対応など、契約者数だけでは全体の業務量を示すことが難しい。利用者への支援が十分に行き届くよう、体制整備の充実に向け、引き続き行政との調整を進められるよう、依頼した。

そのほか、本事業の利用者に生活保護受給者が多いことを踏まえ、行政所管課とのさらなる連携に向けた調整や、身寄りのない人の支援課題として挙げられる死後事務や身元保証に関する実態調査の実施など、各実施主体において、本事業推進に伴う課題解決への取り組みを進めていることを確認した。

②審査会の運用について

本事業による支援を要する人を待たせることなく利用につなぐこと、補助金の減額、受託社協の負担軽減等、それぞれの理由から、平成30年度以降、各実施主体では、契約締結及び支援内容について審議する審査会(以下、審査会)の運用について見直しが進められてきた。

概ね各実施主体においては、事務局による事前審査で疑義がない場合は、局内決裁にて契約を締結することができ、疑義がある場合は審査会に諮る仕組みが整えられたことを確認した。

事前審査会の開催頻度を増やしたところでは、利用申込から契約までの日数が短縮でき、支援を必要とする方に迅速に対応できると共に、新規契約者数も増加するなど、効果があったことを確認した。オンラインによる事前審査会を導入したところでは、移動や開催に伴う準備の負担が大幅に軽減されるなど、効率化・省力化が進んだことも把握した。

このような変更について、実施主体から受託社協に適切に伝達され、仕組みとしては滞りなく進められていることを確認した。

事務局による事前審査が定着化する中、助言機能としての審査会や弁護士相談等、専門職からの助言を得る仕組みを設けた実施主体があるが、その活用の頻度は高くないことを把握した。適切な支援を進めていく上でも、こうした仕組みが積極的に活用される策を講じていただくよう、依頼した。

③支払い手段の多様化に伴う支援について

キャッシュレス化が進み、携帯電話料金に課金しての支払いなど、誰もが気軽に電子マネーを利用できる今、本事業利用者においても利用する人が少なくない。本事業で従来行ってきた、利用者との対面による収支管理が困難な状況にあることを、実施主体においても課題として捉えていることを把握した。

この課題について検討に着手している実施主体もある中、本人の権利を損なうことが無いよう、関係機関との連携を図りながら、支援に取り組む仕組みが整えられるよう依頼した。また、本委員会としても課題として捉えており、全社協の対応を注視し、共有していくことを伝えた。

(2) 受託社協調査結果及び助言の概要

①事業の利用促進と実施体制の整備について

全ての受託社協において本事業のチラシやパンフレットを作成し、関係機関への周知を行っているが、依然として本事業への理解が不十分なところがあり、利用対象外と思われる方についての相談が寄せられている。これを受け各受託社協では、関係機関主催の研修会での事業説明や定期的な情報交換など、周知・啓発の場を積極的に持ち、さらなる理解促進に取り組むことにより、より多くの相談が寄せられていることが確

認できた。

また、利用者の支援においては関係機関と連携して行っており、事業の利用促進と関係者とのネットワーク形成が同時に進められている様子がうかがえた。

こうした取り組みについて、各市区町村の状況に合わせ、引き続き積極的に取り組まれるよう依頼した。

②組織的・計画的な事業推進について

今回調査を行った全ての受託社協で、本事業を地域福祉活動計画等に位置付け、計画的に事業を推進していることを確認した。

組織的に取り組むことで、専門員の負担軽減やケースの抱え込みの防止等につながり、ひいては利用者へのより良い支援へとつながっていくことから、今後も継続されるよう依頼した。

③事業実施要綱やマニュアル等に基づいた管理について

各受託社協において、概ね実施要綱やマニュアルに基づいて事業が進められ、適切に支援が行われていることを確認した。

しかし、利用者の特性から対応に苦慮する支援が多く、専門員の業務過多は常態化している。そのため、利用相談から初回訪問まで時間が掛かってしまう、モニタリングが定期的には実施できないなど、マニュアルを遵守できない状況が複数の受託社協で散見された。このことから、本事業が適正に運営されるための人員体制の整備について、実施主体と調整を図るよう依頼した。

ほか、金庫の管理において、内部牽制が機能するよう、管理方法の見直しを複数の受託社協に求めた。

④支払い手段の多様化に伴う支援の困難さについて

インターネットでの買い物や、携帯電話料金に合わせた課金など、現金によらない支払い手段の多様化により、従来の本事業の支援では把握できない金銭の動きが増え、支援において混乱が生じている旨を聞いた。運営監視委員会としても課題として捉え、各実施主体と共有し、全社協の対応を注視していくとした。

<参考>

調査対象

実施主体	受託社協
神奈川県社会福祉協議会	30 市町村社会福祉協議会
横浜市社会福祉協議会	18 区社会福祉協議会
川崎市社会福祉協議会	7 区社会福祉協議会
相模原市社会福祉協議会	2 地域事務所等
(計) 4 カ所	57 カ所